

新型コロナウイルス感染症に係る使用料減額のお知らせ
(令和2年7月15日(水)～令和3年3月31日(水))

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、住吉区民センター利用者の皆様には、感染症対策にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。現在、ご利用の際には、参加人数の制限や参加者間の距離確保等、感染症対策を実施することを前提に使用いただくなどご負担をおかけしており、このたび、利用者の皆様の負担軽減を図る観点から、7月15日(水)から来年3月31日(水)までの間に住吉区民センターを利用される全ての利用者の方々に対して、使用料(附属設備の使用料は除く)の5割を免除する措置を実施することにしましたので、お知らせします。

【使用料5割免除対象となる方】

人数制限や参加者間の距離確保等、感染症対策の実施を前提に使用いただいた方

【対象となる期間】

利用日が令和2年7月15日(水)～令和3年3月31日(水)

* 申込日ではなく、実際に利用される日が上記期間内である方が対象です。

【免除の方法について】

利用料をお支払い済みの方

使用料を納付いただいている方は、使用日当日以降、5割を還付させていただきます。

これから申込される方、申込済みで料金のお支払いがまだの方

まずは使用料を全額納付いただき、その上で、使用日当日以降、5割を還付させていただきます。

ただいま、大変多くの還付の申し出をいただいております、上記の還付まで一か月以上お待ちいただくことになる見込みです。還付の準備ができ次第、区民センターよりご連絡しますので、それまでお待ちいただきますようお願いいたします。

※なお、予約後に予約を取り消された場合は、上記使用料5割免除対象に該当しないため、使用料5割免除の適用はありません。上記期間で利用取り消される場合は、一度区民センターまでご相談いただきますようお願いいたします。

申込み、感染症拡大防止対策の実施についてなど、ご不明な点等ございましたら、お電話にて問い合わせいただきますようお願いいたします。市民の皆様には、感染症拡大防止に引き続きご理解・ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。